

広報 みさと号外

第17報 令和2年4月16日発行

新型コロナウイルス感染症は、国内でもすでに感染経路の不明な患者が増加しています。4月7日には政府から緊急事態が宣言されました。県内では爆発的な感染拡大は持ちこたえているものの、これまでの努力を続けなければ大規模な流行につながり、医療体制に過剰な負荷がかかると、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念されます。

町民の皆様には、落ち着いて行動いただくとともに、これまで同様、3つの「密」を避け、手洗いや咳エチケットを徹底していただきますようお願いします。健康への心配、売上げ減少への不安など、皆様の「困りごと、不安」に応じた関連情報をまとめましたのでご活用ください。

一人ひとりが出来る対策～大切な人を守るために～

◇手洗い

ドアノブやバスのつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

◇咳エチケット

感染症を他者に感染させないために、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえます。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

手洗い	残存ウイルス
手洗いなし	約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	約0.01% (数百個)
2回繰り返しすすぐ	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(原功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う

何みせずに咳やくしゃみをする 咳やくしゃみを手でおさえる

出典：厚生労働省HPより

◇3つの「密」を避ける

新型コロナウイルスに対する地域での対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、以下の3つの条件が同時に重なった場です。そのため、みなさまは、これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

- 換気の悪い「密」閉空間
- 多数が集まる「密」集場所
- 間近で会話や発声をする「密」接場面

この3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒を行ってください。



ご自分やご家族の健康不安や解消策

次のいずれかに該当する方は直接病院には行かず、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。
- ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合（妊婦の方も念のため高齢者や基礎疾患等のある方と同様）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- 「患者の濃厚接触者」・「新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員」に該当する方（発熱の有無および最終接触日からの経過日数は問いません）。

～相談窓口～
帰国者・接触者相談センター
(宇城保健所)
☎ 32-1207 (24時間対応)

上記以外で不安などがある方は下記相談窓口にご相談ください。

(健康に関することや一般的なお問い合わせ)

◇熊本県新型コロナウイルス感染症相談窓口（熊本県健康危機管理課）

☎ 096-333-2256 (午前9時から午後7時)

※ FAX での対応も受け付けています。 FAX 番号：096-387-0167

◇町の一般的な相談窓口(平日午前8時30分から午後5時)

中央庁舎 健康保険課 ☎ 46-2113

砥用庁舎 福祉課 ☎ 47-1116



ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

- ①感染が疑われる方は外出を避けて、部屋を個室に分け、極力部屋から出ないようにしましょう。
- ②感染者のお世話はできるだけ限られた方で（持病のある方、糖尿病の方、妊婦の方などはお世話を避けてください）。
- ③感染が疑われる方はマスクをつけ、使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにしましょう。
- ④こまめに石鹸で手を洗い、マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。
- ⑤定期的に換気を行い、共有スペースや他の部屋も忘れずに換気しましょう。
- ⑥手で触れる共有部分（ドアノブ、ベッド柵など）を消毒しましょう。
- ⑦ゴミは密閉して捨てましょう。
- ⑧汚れたりネン、衣類を取り扱う際は手袋とマスクをつけ、家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしましょう。

※ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。



各種支援制度は裏面をご覧ください



① 貸付に関すること

①生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、生活資金でお悩みの方へ、無利子で保証人不要の特例貸付を行っています。詳しくは、熊本県社会福祉協議会、または美里町社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

【問合せ】美里町社会福祉協議会 ☎ 47-0065

②母子父子寡婦福祉資金貸付金

保育所や学校などの臨時休業、事業所などの休業により、保護者の就業状況が変化し、一時的に収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金における生活資金の活用が可能です。

※貸付対象とならない場合、上記の社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の活用も考えられます。

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少したひとり親家庭等（母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦）

【問合せ】宇城地域振興局 総務福祉課 ☎ 32-2416

② 公共料金などに関すること

①水道使用料・浄化槽使用料の納付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しているなど、生活に困窮し、一時的に水道使用料および浄化槽使用料の支払いが困難な場合は、支払いに関するご相談に応じます。

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度等の貸付対象者となった者など

【問合せ】水道衛生課 上下水道係 ☎ 47-1114(直通)

②町営住宅の家賃の減免または徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が著しく減少した方は家賃が減額になったり、徴収を猶予できる場合があります。

※収入が減少したことを確認できるもの（退職証明書・給与明細書など）が必要になります。収入や世帯の状況などにより対象にならない場合もあります。

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業などにより収入が著しく減少したとき

【問合せ】建設課 管理係 ☎ 47-1113(直通)

③国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合は、一定の要件に該当し、本人の申請があれば、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届け出を行っている方

【問合せ】

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503

健康保険課 保険年金係 ☎ 46-2113(直通)

④町税（国保税含む）の納付が一時的に困難な方の納税相談

新型コロナウイルス感染症の影響により、税金を納付することが一時的に困難な方は、税務課（中央庁舎）へ納税相談にお越しく下さい。

○来庁時持参するもの

・通帳 ・帳簿または収支がわかる書類 ・印鑑

<要件など>

・ご本人または家族が病気にかかったとき
・事業を廃止、または休止したとき
・事業に著しい損失を受けたときなど

【問合せ】税務課 納税係 ☎ 46-2112(直通)

⑤国税の猶予制度が利用できます

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に損失を受けた場合や売上減少で納付資力が低下した場合などの要件に該当するときは、税務署に申請することで猶予制度が適用される場合があります。

【問合せ】宇土税務署 ☎ 22-0410

③ 中小企業の皆さまへ

<支援対象>

町内の中小企業者

※各制度利用には別に申請要件などがあります。

①利子補給制度（町独自）

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度を利用された町内事業者に対し、その利子の一部を補助（利子補給）します。

【問合せ】林務観光課 ☎ 47-1112(直通)

②熊本県融資制度（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、熊本県の融資制度（金融円滑化特別資金）が拡充されています。

【問合せ】各取扱金融機関、美里町商工会

③雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るための休業手当、賃金などに要した費用の一部を助成する制度です。

【問合せ】熊本労働局 職業対策課（相談窓口）

☎ 096-312-0086

④熊本県中小企業者向け支援策ガイドブック

熊本県が、中小企業者向けに支援策をまとめたガイドブックを作成しました。右のQRコード（熊本県ホームページ）からダウンロードができます。



④ 農林漁業従事者の皆さまへ

①新型コロナウイルス対策緊急支援資金（県独自分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化した農林漁業者に対し、熊本県独自の緊急支援資金が創立されました。

◆貸付対象 運転資金 ◆貸付限度額 1,000万円

◆利子補給期間 5年間

◆償還期間（据置期間）10年間（3年間）

◆融資機関 金融機関 ◆保証料 なし

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前期より10%以上農林漁業収入が減少（見込み）の方

【問合せ】経済課 農政係 ☎ 46-2114(直通)

②農林漁業セーフティネット資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化した農林漁業者に対する支援制度です。

◆貸付対象 運転資金（融資の返済含む）

◆貸付限度額 1,200万円

◆利子補給期間 5年間

◆償還期間（据置期間）10年間（3年間）

◆融資機関 日本政策金融公庫

（窓口は金融機関でも可）

◆保証料 なし

<支援対象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前期より10%以上農林漁業収入が減少（見込み）の方など

【問合せ】経済課 農政係 ☎ 46-2114(直通)

⑤ 社会教育関係施設の利用休止

4月8日(水)から当面の間、町内の社会体育施設・学校体育施設・社会教育施設の利用を休止します。

ただし、中央公民館・文化交流センター「ひびき」図書室は、本の貸出・返却のみ可能です。本の閲覧・学習はご遠慮願います。

【問合せ】中央公民館 ☎ 46-2038